

島根労働局長が長時間労働の削減等に取り組む県内企業を訪問しました ～令和2年11月18日（水）に「カナツ技建工業株式会社」を訪問～

島根労働局では11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、労働局長が長時間労働の削減等に積極的に取り組む県内企業を訪問し、企業の取組事項等についてお話を伺いました。以下に主な取組事例を挙げますので、1つの参考とされてはいかがでしょうか。

【訪問先企業】

カナツ技建工業株式会社

（所在地） 島根県松江市春日町 636

（代表者） 代表取締役社長 金津 任紀 氏

（従業員数） 269名（令和2年10月末現在）

（事業内容） 総合建設業・総合水処理事業

【訪問日時】

令和2年11月18日（水）14時～



訪問時の様子（右が島根労働局）

カナツ技建工業株式会社における長時間労働削減等に向けた主な取組

◆ デジタルトランスフォーメーション（DX）による業務効率化

○ICTを活用し、三次元データによる作図、写真撮影、MR技術による測定作業等様々な取組による現場管理業務の効率化や、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やWF（ワークフロー）の導入による事務業務の効率化を図っている。

○リモート会議を積極的に活用しており、社内会議だけでなく、現場での立会や検査等でも積極的に活用することで、移動時間の削減等による業務効率化に繋がっている。

◆ 総労働時間削減に向けた全社的取組「チャレンジ1900」

○社員一人当たりの平均総労働時間1900時間を目標とする「チャレンジ1900」を掲げ、部門ごとに行動計画を策定し、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる。

○毎月の「総労働時間」、「時間外労働時間数」、「有給取得状況」等の情報を可視化し、社内で共有を図り、過重労働防止のための労働環境の把握に努めている。

○休暇が取得しづらい現場管理担当者が、次の現場に「リフレッシュ」した状態で乗り込めるように、仕事の節目である作業所の異動時にまとまった休暇取得を可能にする、作業所異動時休暇制度を設け、積極的な休暇の取得に取り組んでいる。

◆ 健康確保対策（社内保健室STEPの開設）

○すべての従業員に心身ともに健康な状態で能力を発揮してもらうため、専門家によるカウンセリング制度を設け、社員からの相談に対応している。

○専門の相談員による対応、業務時間内に相談可能、相談費用は会社負担となっており、職場に関するだけでなく私生活に関することも含め、社員のメンタルヘルスケアを図っている。

◆ 社内提案制度による業務効率化（社内提案制度「カナツのちえの和」）

○業務改善による効率化や職場環境改善を図るため、従業員から業務改善につながるアイデアを募集し、従業員に対して、報奨や表彰制度を導入し、社員の経営参画意識の高揚を図るとともに、社員満足度向上に取り組んでいる。


<主な取組について>

◆DXによる効率化

取組① デジタルトランスフォーメーション(DX)による業務の効率化

◎ICT活用による現場管理業務の効率化

3次元データ活用による作図・写真撮影等の時間削減
3次元設計データ+MR技術(複合現実)による測定時間削減
Web会議システムを活用した発注者との立会・検査による移動時間削減



◎社内帳票のワークフロー化による効率化

紙による申請・決裁業務を電子化し、書類作成時間や移動時間の削減。

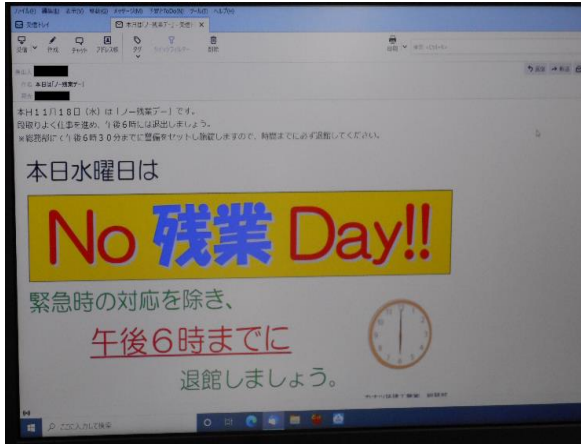
◎社内ツール活用によるリモート会議の促進

効率的な情報共有やビデオ通話等による業務効率化、移動時間の削減。

◎RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用

ソフトウェア型のロボットによる事務作業の代行・自動化による業務時間の削減。

◆毎週水曜日をノー残業デーに設定



本日水曜日は

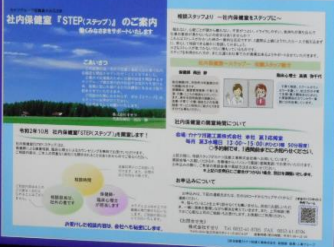
No 残業 Day!!

緊急時の対応を除き、**午後6時までに**退館しましょう。

◆社員の健康確保の取組

取組③ 「社内保健室“STEP”」開設

◎すべての役職員の皆さんに心も身体も健全な状態で能力を発揮いただくために開設。“STEP”とは社内保健室を“ステップ”にして職場で元気に働いていただければという思いが込められています。(令和2年10月開設)



・専門の相談員による面談
・業務時間内に相談OK!
・相談費用は会社負担!
・なんでも相談OK!
・オンライン相談OK!

◆社員による業務改善提案制度

取組④ 社内提案制度「カナツのちえの和」

◎社内啓発ポスター

◎掲示版

◎提案書

◎ちえのわ箱



現場で働く従業員の方から、時間外労働や休暇の取得、健康確保に関する取組状況などについて、話をお聞きしました(手前が倉持局長)。

◆事業主の皆さまへ

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。経営トップ主導の下、積極的なお取組をお願いいたします。

なお、労働時間の見直し、年次有給休暇の取得促進に関するご相談については、島根労働局雇用環境・均等室(電話 0852-31-1161)の「働き方・休み方改善コンサルタント」(※)までお問い合わせください。

◆中小事業主の皆さまへ

時間外労働の削減のため時間外労働の上限を設定したり、年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆様には各種助成金を支給しています。助成金の種類や支給要件については、島根労働局雇用環境・均等室(電話 0852-20-7007)までお問い合わせください。

(※)“働き方・休み方”の見直しについて助言やコンサルティング等を行う専門家です。

秘密厳守で相談は無料です。